

予算特別委員会資料請求一覧

資料番号	件 名	請求日	請求者	所管
1	ふるさと応援寄附金返礼品の内訳、返礼件数と金額	H30.3.5	鈴木委員	広報広聴課
2	東京オリンピック・パラリンピック等関連経費の事業についての詳細	H30.3.5	篠原委員	企画政策課
3	市役所の女性管理職(係長以上及び副課長以上)の人数と割合の推移(過去10年間)	H30.3.5	佐々木委員	職員課
4	小田原市ラグビー誘致委員会規約(案)	H30.3.5	安野委員	企画政策課
5	高卒と大卒の新採用職員数の推移(過去5年間)	H30.3.5	奥山委員	職員課
6	ラグビー事前キャンプ誘致委託事業の委託業者の概要及び委託仕様書	H30.3.5	佐々木委員	企画政策課
7	地域コミュニティ組織における分科会の設置見込み状況	H30.3.5	川崎委員	地域政策課
8	市民活動応援補助金の交付団体と交付金額(過去5年間)	H30.3.5	鈴木委員	地域政策課
9	小田原市地域コミュニティ組織基本指針	H30.3.5	神永委員	地域政策課
10	小田原市市民ホール整備事業 事業協定書	H30.3.6	佐々木委員	文化政策課
11	市民ホール(芸術文化創造センター)整備推進委員会経費	H30.3.6	佐々木委員	文化政策課
12	各保育園の保育士数及びキャリアアップ研修参加希望者数	H30.3.6	篠原委員	保育課
13	早期発達支援事業の支援を必要とする児童数の推移(過去5年間)	H30.3.6	安野委員	子育て政策課
14	移動支援サービス費の県下19市の状況(介護あり、なし別)	H30.3.6	田中委員	障がい福祉課
15	中間的就労支援事業、生活支援事業のうちの就労支援事業、生活保護事業のうちの就労支援事業及び、障がい者就労支援事業において、就労につながった件数(過去5年間)	H30.3.6	安野委員	福祉政策課・生活支援課・障がい福祉課
16	社会福祉協議会に委託している業務の内容及び委託金額	H30.3.6	安野委員	福祉政策課
17	市内の自殺者数と割合・男女別・年齢別・理由別(過去のデータとの比較)	H30.3.7	佐々木委員	健康づくり課
18	がん検診のうち、胃、大腸、肺、乳、子宮がん検診の平成26年度以降の人数内訳と受診率、集団検診の施設ごとの内訳	H30.3.7	楊副委員長	健康づくり課
19	県内19各市における一人当たりの一般会計繰入金(平成29年度・平成30年度)	H30.3.7	佐々木委員	保険課
20	昭和54年の市立病院運営審議会答申から現病院建設完了までの流れが時系列でわかる資料	H30.3.7	奥山委員	経営管理課
21	消防団各分団における、受持区域、人口、世帯数、班数、団員数、自治会連合会、小学校区	H30.3.12	大村委員	小田原消防署消防課
22	広域避難所の小・中学校(34箇所)における配水管の耐震状況	H30.3.12	佐々木委員	水道局工務課

予算特別委員会資料請求一覧

資料番号	件 名	請求日	請求者	所管
23	県内の教育委員会委員報酬一覧表(19市)	H30.3.13	神永委員	教育総務課
24	平成28年度 不登校児童・生徒の出現率(全国・県・本市)	H30.3.13	田中委員	教育指導課
25	平成28年度 神奈川県地域別 不登校児童・生徒の割合(1,000人あたり)	H30.3.13	田中委員	教育指導課
26	市内小・中学校のいじめ認知件数(過去3年間)	H30.3.13	田中委員	教育指導課
27	中学校教職員の80時間以上の超過勤務の状況	H30.3.13	佐々木委員	教育指導課
28	平成26～30年度 支援を必要とする幼稚園児、児童・生徒数と支援員等の推移	H30.3.13	安野委員	教育指導課
29	平成29年度 早川小学校・学校運営協議会委員名簿 委員氏名及び団体・所属名等	H30.3.13	奥山委員	教育指導課
30	図書館施設別の貸出冊数、利用者カード発行枚数及び1冊あたりの貸出単価(平成26～28年度決算)	H30.3.13	鈴木委員	図書館

ふるさと応援寄附金返礼品の内訳、返礼件数と金額

【平成29年4月1日～平成30年1月31日入金分】

	返礼品目	件数	寄附金額
1	肉	3,436	81,130,000
2	干物・魚	1,431	66,950,000
3	手作りグラス+酒	1,130	243,950,000
4	かまぼこ	918	11,115,000
5	梅干	849	8,490,000
6	木製品	690	12,760,000
7	体験・サービス	680	31,870,000
8	宿泊	562	56,200,000
9	花	417	79,510,000
10	味噌	382	3,820,000
11	アプリ+タブレット(5月末で廃止)	330	59,310,000
12	ソフト+3DS(5月末で廃止)	244	14,640,000
13	キウイフルーツ	194	1,940,000
14	食事	191	4,390,000
15	おせち	181	13,210,000
16	スイーツ・清涼飲料水	168	1,760,000
17	みかん	167	2,025,000
18	梨	148	1,480,000
19	酒	94	1,240,000
20	米	61	690,000
21	鑄物	45	1,400,000
22	湘南ゴールド	40	400,000
23	その他	31	4,860,000
合 計		12,389	703,140,000

東京オリンピック・パラリンピック等関連経費の事業についての詳細

事前キャンプ受入事業 4,671千円

1 事前キャンプ

事前キャンプ受け入れに向けて、受入国等に係る対応や、スポーツ・文化・観光等での交流を図る。

視察受入に係る通訳、翻訳料等	1,548千円
交流事業に係る宿泊費、移動費	1,323千円
事前キャンプ受入に係るサポート委託料	1,500千円

2 ホストタウン交流

エリトリア及びブータンとの交流事業に係る実行委員会において、ホストタウンとして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運を醸成するとともに、2020年以降も相互の交流が継続的に実施できるよう、交流事業を展開する。

実行委員会負担金	300千円(総事業費 1,500千円)
----------	---------------------

未来のアスリート支援・育成事業 2,658千円

1 オリンピアンを招いたスポーツイベント

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を生かし、オリンピアンを招いた、「おだわらスポーツフェスタ2018」や体育協会加盟の種目協会と連携したスポーツイベントを開催する。

講師謝礼、消耗品費、食糧費	2,230千円
---------------	---------

2 アスリート応援

地元出身等ゆかりの選手が世界大会等へ出場した際に、横断幕やのぼりを製作し応援する。

のぼり旗、横断幕関係費	428千円
-------------	-------

障がい者スポーツ振興関連事業 1,160千円

1 パラリンピアン講演会・体験会

障がい者スポーツの普及啓発や理解促進を図るため、パラリンピアンによる講演会や競技実演のほか、障がい者スポーツを体験するイベントを開催する。

小田原市障がい者レクリエーション大会 講師謝礼	1,000千円
-------------------------	---------

2 神奈川県障害者スポーツ大会

神奈川県障害者スポーツ大会が城山陸上競技場で開催されることに伴い、障害者スポーツの理解促進や競技者の支援をする。

のぼり旗等購入費	160千円
----------	-------

小田原市ラグビー誘致委員会関連事業 15,000千円

県西地域におけるラグビー関連事業の推進のため、官民で構成される「小田原市ラグビー誘致委員会」において、普及啓発イベントや合宿の誘致・受入を行う。

- ・ラグビーの普及啓発のための取組として、ストリートラグビー大会等のイベントを実施する。
- ・日本代表の合宿誘致や、ラグビーワールドカップ日本大会参加国チームの事前キャンプ誘致に関する活動を進め、合宿実現の際には受入れの準備を行う。

小田原市ラグビー誘致委員会負担金	15,000千円
------------------	----------

市役所の女性管理職（係長以上及び副課長以上）の人数と割合の推移（過去10年間）

		単位（人）									
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
係長 以上	全体	357	363	364	410	410	436	420	423	422	415
	女性	46	55	51	66	62	73	70	74	79	78
	割合	12.9%	15.2%	14.0%	16.1%	15.1%	16.7%	16.7%	17.5%	18.7%	18.8%
副課長 以上	全体	163	177	172	208	210	253	237	240	249	263
	女性	15	22	19	33	29	39	37	39	41	39
	割合	9.2%	12.4%	11.0%	15.9%	13.8%	15.4%	15.6%	16.3%	16.5%	14.8%

※一般職給料表（1）適用の職員（消防職は除く）のみ

小田原市ラグビー誘致委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、小田原市ラグビー誘致委員会と称する。

（目的）

第2条 本会は、城山陸上競技場がラグビー日本代表チームの練習拠点となったことや、2019年ラグビーワールドカップの日本開催を契機として、この圏域におけるスポーツ振興・都市セールスや地域活性化等に繋げるための方策を検討・推進することを目的とする。

（構成）

第3条 本会は別表に掲げる団体等をもって構成する。

（事業）

第4条 本会は第2条の目的のため次の事業を行う。

- (1) イベントによる圏域のにぎわい創出に関するこ
- (2) 圏域内外への効果的な周知・PRに関するこ
- (3) 特產品・関連商品の開発に関するこ
- (4) ラグビー日本代表チームの受け入れに関するこ
- (5) ラグビーワールドカップ 2019 事前キャンプ誘致に関するこ
- (6) 各種ラグビー大会や試合の誘致に関するこ
- (7) その他目的遂行に必要な事業で本会の承認を得たもの

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、互選で選出する。

3 会長は、本会を代表し会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 監事は、本会の会計の監査を行う。

6 会長、副会長、監事が欠けた場合は、その後の会議で協議決定する。

(会議の運営)

第6条 会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、会長が認める場合はその限りではない。

- 2 会員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は代理を出席させができる。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議には、必要に応じて関係職員が出席することができる。
- 5 本会の運営に必要な事項は、会議で定める。

(部会の設置)

第7条 第4条の事業について具体的な検討及び推進を図るため、本会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、本会の会員及び関係者で構成する。
- 3 部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 本会の事務局は小田原市企画政策課に置く。

(経費)

第9条 本会の経費は、小田原市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

適用	団体等名称
会員	小田原箱根商工会議所
	小田原箱根商工会議所青年部
	公益財団法人小田原青年会議所
	一般社団法人小田原市観光協会
	一般財団法人箱根町観光協会
	一般社団法人小田原プロモーションフォーラム
	神奈川県ラグビーフットボール協会
	小田原市ラグビーフットボール協会
	小田原市商店街連合会
	小田原駅前東通り商店会
	しろやま商店会
	ヒルトン小田原リゾート&スパ
	FM 小田原株式会社
	小田急箱根ホールディングス株式会社
	東日本旅客鉄道株式会社
	東海旅客鉄道株式会社 小田原駅
	伊豆箱根鉄道株式会社
	一般社団法人星槎箱根仙石原総合型スポーツクラブ
	株式会社湘南ベルマーレ
	近畿日本ツーリスト株式会社 湘南支店
	株式会社 JTB コーポレートセールス 法人営業神奈川西支店
	株式会社ミクニ
	株式会社ジェイコムイースト小田原局
	株式会社ういろう
	株式会社籠清
	株式会社東華軒
	株式会社ダイナシティ
	株式会社横浜銀行 小田原支店
	さがみ信用金庫
	株式会社 T-FORESTRY
	リコーディジャパン株式会社
	神奈川県（スポーツ局、県西地域県政総合センター）

会員	小田原市
	南足柄市
	中井町
	大井町
	松田町
	開成町
	箱根町
	真鶴町
	湯河原町

(参考)

会長	小田原市ラグビーフットボール協会
副会長	小田原箱根商工会議所
監事	さがみ信用金庫

高卒と大卒の新採用職員数の推移(過去5年間)

(単位:人)

	大卒 (短大・大学院 含む。)	専門学校卒	高校卒	計
平成28年度	59	2	1	62
平成27年度	39	6	7	52
平成26年度	40	4	5	49
平成25年度	49	2	1	52
平成24年度	69	3	2	74

※ 年度は、採用試験実施年度

※ 一般職給料表(1)適用の職員(再任用・任期付職員・派遣職員は除く。)のみ

ラグビー事前キャンプ誘致委託事業の委託業者の概要及び委託仕様書

委託業者の概要

【商号】 ラグビーコネクト合同会社

【本店】 神奈川県茅ヶ崎市矢畑 782 番地 3-2-626 号

【設立年月日】 平成 29 年 7 月 31 日

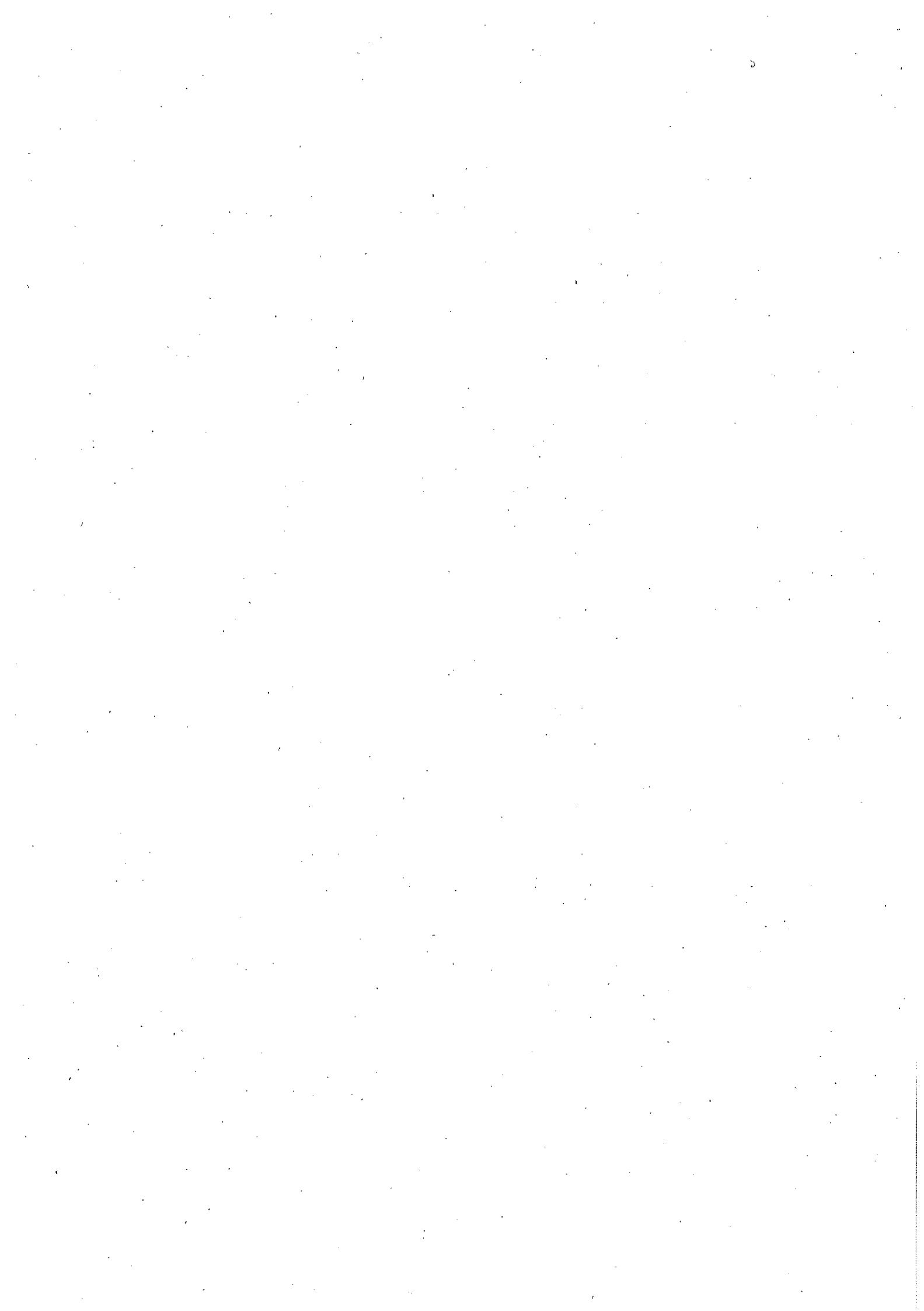
【資本金】 1,000,000 円

【代表】 小畠 江至

【社員数】 2 名

【業務内容】

1. コーチ・トレーナー業務
2. スポーツ団体、スポーツ施設の企画、運営及びコンサルタント業務
3. スポーツに関する興行の企画、実施
4. スポーツに関する衣料品、スポーツ機器、雑貨の卸及び販売
5. スポーツ機器・用品の企画、開発及びコンサルタント業務
6. スポーツ及びレジャーに関する情報提供サービス
7. コーチ、インストラクター等、スポーツ関連の人材育成のための教育及び養成
8. スポーツ愛好者の親睦と交流をはかる事業の企画及びその実施
9. スポーツタレントのマネジメント及びプロモート業務
10. イベントの企画及び広告業
11. 広告業及びそのコンサルティング
12. デザイン業及びそのコンサルティング
13. 出版物、印刷物、映像媒体の制作および販売
14. ユーポレート・アイデンティティの企画及びコンサルティング
15. 邦人及び外国人学生に対する国内外での留学先の紹介並びに留学手続の代行



平成 29 年度ラグビーワールドカップ 2019 事前キャンプ招致活動委託契約書

ラグビー準備委員会（以下「甲」という）とラグビーコネクト合同会社（以下「乙」という）は、次のとおり合意し、平成 29 年度ラグビーワールドカップ 2019 事前キャンプ招致活動委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 甲は、平成 29 年度ラグビーワールドカップ 2019 事前キャンプ招致活動に関する事業（以下「招致活動」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務の範囲）

第 2 条 乙は甲のために、主に次の各号の業務を行う。

- (1) 招致活動の準備に関すること
- (2) 交渉相手の探索に関すること
- (3) PR 活動に関すること
- (4) 条件交渉に関すること
- (5) 協定書の締結に関すること
- (6) 来日時の対応に関すること
- (7) 業務の報告

2 前項各号の詳細業務については、甲乙協議の上、これを定める。

（契約期間）

第 3 条 本契約の契約期間は、契約日から平成 29 年 11 月 30 日までとする。

（委託料）

第 4 条 本契約の委託料は、金 1,560,000 円（消費税及び地方消費税別途加算）とする。

2 甲は、前条の委託料のうち金 520,000 円（消費税及び地方消費税別途加算）を本契約締結後 10 日以内に、また残り金 1,040,000 円（消費税及び地方消費税別途加算）を契約期間満了後 10 日以内に乙の請求に基づき、乙の指定する銀行預金口座に支払うこととする。

3 支払い時に発生する手数料は甲の負担とする。

（招致活動経費の支払い）

第 5 条 招致活動の成否に拘わらず、乙の招致活動の遂行上必要又は有益である経費については、甲乙事前に協議の上、乙の事前又は事後の請求の都度甲はこれを支払う。

(業務の執行方法)

第 6 条 乙は、招致活動の実施にあたり、次の各号の方法により業務を遂行しなければならない。

- (1) 招致相手との連絡を円滑に進めるため、外国語対応のできるスタッフが常勤する連絡窓口を開設すること。
- (2) 国内外のラグビー情勢に精通し、ラグビー関係者との幅広い人脈を有する者を交渉人に位置付け、交渉活動を行わせること。
- 2 前項第 2 号に係る者の選任については、甲乙及び小田原市が協議の上、決定する。
- 3 第 1 項第 2 号に係る者については、「小田原ラグビーチーム大使」に位置付けるものとする。
- 4 第 1 項各号に係る経費について、乙は、第 4 条にある委託料の中から賄うものとする。

(処理状況の報告及び調査等)

第 7 条 甲は、隨時乙に対し本件業務の遂行状況等の報告を求めることができるものとし、乙は甲に速やかにその報告をしなければならない。

- 2 甲は、本件業務が違法な行為若しくは不正・不当な方法によって遂行された疑義があると判断した場合、乙の本件業務について必要な調査を行うことができる。

(再委託)

第 8 条 乙は、本招致活動の全部を第三者に委託してはならない。ただし、甲が招致活動の実施上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本招致活動の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することができる。

- 2 乙は、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。
- 3 乙は、再委託する場合には、次の各号を遵守するものとする。
 - (1) 本契約に定める招致活動の目的の範囲を超えないこと。
 - (2) 本契約の内容に従うこと。

(守秘義務)

第 9 条 甲及び乙は、本契約中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

但し、次の各号のいずれかに該当する事項についてはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けたときに既に公知であった事実
- (2) 相手方から開示を受けたときに既に自己が保有していた事実
- (3) 相手方から開示を受けた後、自己の責により開示が義務付けられた事実
- (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

- 2 前項の第三者とは、甲又は乙が、招致活動に関する業務を遂行するうえで必要且つ最小限の範囲の役員・従業員、弁護士その他の顧問（以下役員等）以外の者をいう。
なお、乙は、本契約の目的の範囲内で乙と秘密保持契約を含む提携関係を有する仲介者には開示できるものとする。
- 3 甲及び乙は、その役員等に対し本契約の内容を遵守させることについての一切の責任を負う。
- 4 甲及び乙は、相互に開示された情報等を招致活動以外の目的をもって自己または第三者の利益のために利用してはならないものとする。

(直接交渉の禁止)

第10条 甲は乙の事前の承諾なく、招致活動の事業推進を目的として、直接、候補団体又はその関係者に接触し又は交渉してはならない。

(専任依頼)

第11条 甲は、招致活動の事業に関し、乙以外のものに対して重ねて依頼してはならない。
2 甲は、自ら探索した招致事業の候補団体がある場合には、乙に開示し、乙と招致事業の成立に向けて協力するものとする。

(損害賠償責任)

第12条 甲又は乙は、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不可抗力)

第13条 天変地異その他不測の事態の発生等、甲乙双方の責に帰することができない事由により、委託業務の全部または一部の履行が遅延または不可能となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) やむを得ない事由により契約を履行させることができないとき。
- (2) 乙又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (3) その責めに帰すべき理由により業務が著しく遅延したとき。
- (4) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (5) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (6) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項第2号から6号までの規定により契約を解除した場合、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下本条及び次条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 乙が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 乙又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を甲に違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならぬ。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 乙は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(未規定事項)

第 17 条 本契約に定めなき事項又は本契約の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意を持って解決するものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第 18 条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して発生する紛争については、横浜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

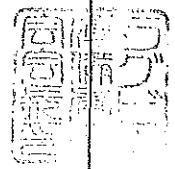
平成29年9月1日

(甲) 住所 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地
氏名 ラグビー準備委員会 会長 高橋 敦朗



(乙) 住所 〒253-0085 神奈川県茅ヶ崎市矢畑782-3-2-626
氏名 ラグビーコネクト合同会社 代表 小畑 江至





仕様書

1 件名

2020年東京五輪事前キャンプ誘致支援業務委託

2 適用

本仕様書は、小田原市（以下、「発注者」という。）が、受注者に委託する「2020年東京五輪事前キャンプ誘致支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

3 目的

本業務は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるラグビーオーストラリア代表チーム等（以下、豪代表等）の事前キャンプを小田原市へ誘致するため、豪代表等との交渉をはじめ、事前キャンプ誘致決定に向けた業務を円滑に行なうことを目的とする。

4 業務場所

小田原市役所ほか

5 業務期間

契約日から平成30年3月31日までとする。

6 業務内容

豪代表等の事前キャンプ誘致を進めるにあたり、次に掲げる業務を行う。

① 窓口の設置

誘致対象との連絡を円滑に進めるため、連絡窓口を開設し、外国語（英語）対応のできるスタッフを配置すること。

② 豪代表等との交渉

ア 豪代表等との交渉における語学（英語）対応

- ・受注者は、豪代表等からの電話・FAX・電子メール等の対応を行なう。
- ・受注者は、豪代表等からの質疑応答に対する対応を行なう。なお、回答の際は、回答内容を発注者と協議・確認すること。

イ 豪代表等に関する情報の収集

- ・受注者は、豪代表に関する情報の収集を行ない、資料にまとめ、発注者に提出すること。

ウ 豪代表等に関する情報を基にした小田原市の受け入れ体制の分析

- ・受注者は、小田原市のキャンプ誘致の受け入れ体制の可能性について分析を行ない、資料にまとめ、発注者に提出すること。

エ 受注者は、発注者との協議の上、条件提示等も踏まえ、豪代表等と交渉を行なうとともに、豪代表等との交渉結果を隨時まとめ、発注者に提出すること。

オ 豪代表等関係者が小田原市のスポーツ施設や宿泊施設等の視察に訪れる際、業務担当者及び通訳（以下、通訳等）を用意し、交渉の場には通訳等を同席させること。

③ 業務報告書の提出

受注者は、上記②の取組をまとめ、報告書を紙ベース（A4版）で5部（カラー）及び作成資料の電子データー式（MS Officeで使用可能な形式、及びPDF形式）を作成し発注者に提出すること。

予算特別委員会請求資料7 地域政策課 予算書 121頁

地域コミュニティ組織における分科会の設置見込み状況

平成30年度分科会見込み・負担金予算1,200千円 (24分科会@5万円)

No.	地区名	分科会数	負担金数	分科会 (①負担金:太字ゴシック、②負担金なし:明朝、 ③他課負担金等: () 書き)
1	緑	0	0	
2	新玉	3	0	防災、防犯交通、(福祉健康子育て)
3	万年	2	0	防災、福祉健康
4	幸	3	1	防災、福祉健康生活環境、文化教育子育て青少年育成
5	十字	2	0	防災、(福祉健康)
6	片浦	5	2	文化教育、地域振興、環境、(子育て青少年、福祉健康)
7	早川	5	2	防災、交通安全防犯、健康福祉、地域交流、広報
8	大塙	0	0	
9	山王 網一色	3	0	防災、(健康福祉、文化教育子ども)
10	足柄	2	0	環境、防災防犯
11	芦子	0	0	
12	二川	3	0	防災、健康福祉、地域振興
13	久野	0	0	
14	東富水	3	0	福祉健康、防災防犯教育、生活環境地域振興
15	富水	7	5	交通安全、防災、防犯、地域振興環境美化、広報、 (福祉健康、文化教育)
16	桜井	3	1	文化教育、健康福祉、防犯
17	酒匂・ 小八幡	8	6	防災、文化教育、生活環境美化、防犯交通安全、広報、子育て、 (福祉健康、エスケイひだまり)
18	下府中	3	1	河川美化、健康、防災
19	富士見	2	0	福祉健康、防犯防災
20	豊川	3	0	防災防犯教育交通安全、文化歴史教育、(福祉健康)
21	上府中	3	2	健康福祉、生活環境地域振興、(文化教育)
22	曾我	0	0	
23	下曾我	3	0	補導防犯防災、地域振興文化環境、福祉健康
24	国府津	5	0	地域振興、防災防犯、生活環境、教育文化広報、(健康福祉)
25	前羽	0	0	
26	橋北	8	4	交通安全、文化教育、防災救護応急手当、広報、福祉健康づくり、 防犯青バト導入検討、(見守り拠点、しもなか通信)
合 計		76	24	

※前年度に特定分野で一定の活動実績があることで、次年度から分科会として当該分野の着実な事業の実施継続が見込まれる場合に、負担金を交付する。なお、負担金は、指針で提示した9活動分野を対象に、1分科会5万円を上限とする。

予算特別委員会請求資料8 地域政策課 予算書 123頁

市民活動応援補助金の交付団体と交付金額（過去5年間）

平成29年度

コース	事業名	団体名	交付額(円)
スタート	ゲンジボタル生息環境整備事業	螢田に螢を育む会	100,000
	沼代竹林整備	特定非営利活動法人小田原山盛の会	100,000
	親子を中心とした、多世代交流スペース	NPO法人子育ての輪Lei	100,000
ステップA	タグラグビーを通じた子どもの健全育成とスポーツ振興	小田原タグクラブ	200,000
	災害ボランティアセンターの運営支援と防災意識の啓発	西湘災害ボランティアネットワーク	200,000
	SNOAみかん農園プロジェクト	シニアネットワークおだわら&あしがら	200,000
	スポーツを支える	NPO法人 下府中コミュニティShin2	200,000
	酒匂川水系のメダカとその生息環境を保全・整備する事業	めだかサポーターの会	200,000
B	花みずきの会	花みずきの会	200,000
	からくりパズルフェスタ2017	小田原・箱根「からくりパズル」を広める会	200,000
B	リハビリフェスタ2018	県西地区リハビリテーション連絡協議会	300,000

※交付額は、交付決定時の金額

平成28年度

コース	事業名	団体名	交付額(円)
スタート	タグラグビーを通じた子どもの健全育成とスポーツ振興	小田原タグクラブ	100,000
	SNOAみかん農園プロジェクト	シニアネットワークおだわら&あしがら	100,000
	ODAWARAワークショップ	ODAWARAワークショップ実行委員会	100,000
	ボランティアが扱う刈払機の安全知識と技術習得の普及と地域環境保全への貢献事業	特定非営利活動法人小田原食とみどり	100,000
	スポーツを支える	下府中コミュニティShin2	100,000
ステップA	Art Now 2016	小田原文化芸術協会	200,000
	書道指導者育成による書道の普及事業・社会貢献事業	書道指導者育成協会	200,000
	小田原子育て支援ポータルサイト「ぴんたっこ」スマートフォン向けWEBサイト新規構築事業	小田原子育て支援ポータルサイト「ぴんたっこ」運営協議会	200,000
B	トムソーヤになろう（自然体験による人間再生）	NPO法人命を大切にする小田原を創る会	300,000

平成27年度

コース	事業名	団体名	交付額(円)
スタート	まちの居場所づくりのためのプレイスメイキング・ワークショップ	小田原Laboratory.	100,000
	書道指導者育成による書道の普及事業・社会貢献事業	書道指導者育成協会	100,000

コース	事業名	団体名	交付額(円)
ステップA	酒匂川水系のメダカとその生息環境を保全・整備する事業	めだかサポーターの会	200,000
	小田原ブックマーケット	小田原ブックマーケット運営委員会	180,000
	小田原子育て支援ポータルサイト「ぴんたっこ」運営事業	小田原子育て支援ポータルサイト「ぴんたっこ」運営協議会	200,000
ステップB	現代美術展「小田原ビエンナーレ2015」	小田原ビエンナーレ実行委員会	300,000
	障がい者アート活動と市民をつなぐインクルージョン社会への取り組み事業	NPO法人アール・ド・ヴィーヴル	300,000
	素人による耕作放棄地保全・再生プロジェクト	かなごて未来プロジェクトあおぞらみかんばたけ	300,000
	トムソーヤになろう（自然体験による人間再生）	NPO法人命を大切にする小田原を創る会	252,000

平成26年度

コース	事業名	団体名	交付額(円)
スタート	酒匂川水系のメダカとその生息環境を保全・整備する事業	めだかサポーターの会	100,000
	小田原ブックマーケット	小田原ブックマーケット運営委員会	100,000
	市内小学校の小学生に対するスクールボランティア活動（防犯教室・サマースクール）の推進	スクールボランティア・色えんぴつ20	100,000
	竹林の美化	じやがいもの会	100,000
	トムソーヤになろう（自然体験による人間再生）	NPO法人命を大切にする小田原を創る会	100,000
ステップA	サシバの巣を復活させる棚田整備	サシバプロジェクトチーム	200,000
	小田原子育て支援ポータルサイト「ぴんたっこ」運営事業	小田原子育て支援ポータルサイト「ぴんたっこ」運営協議会	200,000

平成25年度

コース	事業名	団体名	交付額(円)
スタート	新市民ホール応援イベント 三遊亭亜郎ミュージカル落語「背中に輝く大きな星」	ODAWARAわくわくプロジェクト	100,000
	若者の自立支援のための諸活動と交流サロン展開事業	コミュニティーカフェサロン「たんぽぽ」	100,000
ステップA	サシバの巣を復活させる棚田整備	サシバプロジェクトチーム	200,000
	「プレイパークをつくる会」事業	p p @ s e i s y o	154,000
	ホタルを慈しむ集い	螢田に螢を育む会	155,000
	食育基本法に依拠した「食育」の推進事業（食育委員会）	NPO法人命を大切にする小田原を創る会	200,000
ステップB	小田原子育て支援ポータルサイト「ぴんたっこ」運営事業	小田原子育て支援ポータルサイト「ぴんたっこ」運営協議会	168,000
	青パトによる安心安全まちづくり事業	特定非営利活動法人 日本犯罪防止事業団神奈川本部小田原支部	250,000
	子供「木育-モウイー」活動	KIKI ぶろじえくと	180,000
	「ひよこあーとぶろじえくと」障がいを持つ人たちのアート表現活動の場を提供し広める事業	JDSひよこの会	300,000

小田原市地域コミュニティ組織基本指針

平成29年11月

小田原市

目 次

1 地域コミュニティ組織基本指針の策定について	1
(1) 経緯	1
(2) 本指針の位置付け	1
2 地域コミュニティ組織の目指す姿	3
3 実現のための具体的方策	4
(1) 組織構成	4
(2) 住民参画と合意形成	4
(3) 地域別計画の推進	4
(4) 場の活性化・創出	4
(5) 担い手の発掘・育成	4
(6) 事務局の設置	5
(7) 財源の確保	5
(8) 法人格の取得	5
4 地域コミュニティ組織の取り組む活動分野	6
(1) 広報分野	6
(2) 福祉健康分野	6
(3) 防災分野	6
(4) 子育て青少年育成分野	6
(5) 文化教育分野	6
(6) 地域振興分野	7
(7) 交通安全分野	7
(8) 防犯分野	7
(9) 環境分野	7
5 行政の取組	11
(1) 活動及び運営資金の支援	11
(2) 地域担当職員の配置	11
(3) 担い手発掘・育成の支援	11
(4) 地域の各種団体の機能維持の支援	12

(5) 地域活動の場の確保	12
(6) 情報共有の場の確保	12
(7) 全序的な取組体制の構築	12
(8) 地域の負担軽減・依頼内容の見直し	12
(9) 職員の地域活動参加の奨励	13
6 取組に向けた課題	14
(1) 小学校区との相違に対する調整	14
(2) 地域活動の場及び拠点の整備	14
7 推進にあたって	15

1 地域コミュニティ組織基本指針の策定について

(1) 経緯

近年国内では少子高齢化や人口減少、小世帯化、住民の連帶意識の希薄化などにより様々な地域の課題が顕在化し始めており、本市においても同様の状況である。また、本市において從来から分野ごとに活動してきた地域活動団体は、その母体となる自治会の加入者の減少に伴い、担い手が不足し、役員の高齢化も相まって、地域活動が困難になりつつあり、地域力の低下が懸念されているところである。

一方、市民ニーズの多様化や行政の財源不足が進む中、持続可能な地域社会を維持していくためには、地域住民と行政との協働の必要性が高まっている。

このような状況の下、本市では平成 20 年度に学識経験者や地域活動団体代表者等で構成する地域コミュニティ検討委員会を設置し、2 年間の検討を経て、平成 22 年 10 月にこれから本市にとって重要なものとなる新たな地域コミュニティの仕組みについて報告書として取りまとめた。

それと並行して、平成 21 年度には本市の総合計画「おだわら T R Y プラン」と対をなすものとして、自治会連合会区域ごとの全地域において、地域が取り組むべき課題について話し合い、平成 22 年度に地域別計画が策定された。

さらに平成 22 年度には、市民の力を生かし、市民、議会及び行政といった自治の担い手がお互いに尊重し、対話し、連携し、協力し合いながら、それぞれの役割を果たしていくことを目指して小田原市自治基本条例を制定した。

これらを背景に、まずモデル地区として平成 21 年度に富水地区で、その後、平成 27 年度までに全 26 地区で地域コミュニティ組織が設立され、地域の課題解決に向けた取組が進められている。

平成 28 年度には、これまでの取組や成果を踏まえ、平成 29 年度から始まる「おだわら T R Y プラン」後期基本計画に合わせて、策定から 6 年を経過した地域別計画の見直しが各地区で行われたところである。

(2) 本指針の位置付け

地域別計画は、市民一人ひとりが身近なまちづくりに主体的に関わり、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指し、自治基本条例に規定された「市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまち」を実現するためのものである。

この指針は、「おだわらTRYプラン」に掲げている将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」と、各地域が策定した「地域別計画」の実現に向けて協働によるまちづくりを推進していくため、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の目指す姿を定めるものである。

2 地域コミュニティ組織の目指す姿

今日、社会や地域を取り巻く環境の変化などを背景に生まれる新たな課題に対し、行政のみで対応していくことは困難になってきており、地域コミュニティ組織と行政との協働の取組による、地域の実情に則したきめ細かな公共サービスが期待されている。

福祉、防災、環境等様々な分野の課題に対応した公共サービスについて、地域コミュニティ組織と行政が対等な立場で、それぞれの強みを生かして分担することで、持続可能な地域社会の構築に寄与するものと考えられる。

この協働の取組を進めるにあたり、地域コミュニティ組織の目指す姿を、「一人ひとりがつながり、地域の力で課題を解決する組織」として掲げ、その内容を次のとおり示すこととする。

一人ひとりがつながり、地域の力で課題を解決する組織

- 自治会連合会区域を単位として各地区に一つ存在する、地域を代表する組織
- 地域の各種団体の連携協力により、課題解決に取り組む組織
- 自らの意思決定により組織運営や活動に取り組むことができる組織
- 地域の全住民に開かれ、住民の意見等を運営や活動に反映できる組織
- 役員等の担い手が確保され、持続的、発展的な運営ができる組織
- 自らの事務局機能を有し、自立した運営ができる組織
- 自主財源を確保し、安定した活動を持続できる組織
- 法人化し、行政からの事業受託等の経済活動ができる組織

3 実現のための具体的方策

地域コミュニティ組織が、目指す姿を実現するためには、次のような方策の実施が求められる。

(1) 組織構成

- ・自治会連合会の区域を対象とした地域を代表する組織として、組織の目的や名称、代表者、運営方法等を明記した会則を定めている。
- ・地域の全住民に開かれた組織で、自主的な地域のまちづくりを進める。
- ・地域の各種団体の長等で構成され、団体間で連携協力していく。

(2) 住民参画と合意形成

- ・住民一人ひとりが地域の課題を当事者として捉え、解決に向け主体的かつ建設的に取り組んでいく。
- ・委員の公募、総会や会議の概要の公開等をはじめ、各団体の役員や日頃の活動で接する地域住民の声に配慮するなど、住民の意思表示のしやすい仕組みをつくる。
- ・地域別計画に記載された地域の課題解決の取組について、総会等の場で具体的に意見交換し、合意を得ながら進める。

(3) 地域別計画の推進

- ・地域コミュニティ組織は、地域の課題と住民自らが取り組むことを記載した地域別計画に基づき、地域自らが課題解決に取り組んでいく。
- ・地域別計画は、定期的に組織全体で見直し作業を行い、その時代や地域の状況に合った内容とする。
- ・地域別計画に掲げる複数の課題を解決するためには、テーマに応じて分科会を設置して取り組むことが望ましい。

(4) 場の活性化・創出

- ・地域の様々な場所を活用し、多様な地域活動が行われ、多くの人が参加することで、地域コミュニティを充実・発展させる。
- ・夏祭りなどの既存の交流の場を更に活性化させ、地域に目を向け地域活動に参加することを促すとともに、来訪してもらう機会を充実させる。
- ・誰もが気軽に訪れ、心地良さを感じられる新たな交流の場を創出する。

(5) 担い手の発掘・育成

- ・持続可能な地域社会を構築するため、誰もが交流できる場をつくり、その場

での声掛けや、広報による募集、口コミ等で、地域の新たな担い手を発掘し、様々な立場の人が地域のまちづくりに参画できるようにする。

- ・若手の人材を発掘するため、PTA、子ども会などの若手活動団体と自治会や地区社協などの各種団体の意見交換や、活動発表等による交流を促す。
- ・今まで関わっていない高齢者も地域コミュニティ組織の様々な活動に関わるための仕組みをつくる。

(6) 事務局の設置

- ・地域コミュニティ組織においては、資料作成、会計事務、会議運営、連絡調整等を担う事務局が必要である。事務局は、地域内の一定の場所（地域拠点）に設置する。
- ・事務局機能を担う者は、地域コミュニティ組織が選任し、各種団体に横串を通して、円滑に組織運営を行う。

(7) 財源の確保

- ・市からの負担金等のほか、地域コミュニティ組織の様々な事業による収益を財源として、活動の充実を図る。

<財源確保の事例>

- 自治会費等の地域住民からの負担金（地域コミュニティ組織の会費）
- 講演会、お茶会、ウォーキング等の事業にかかる参加者負担金
- 地域共助サービスにおける利用料金
- 回覧板広告協賛事業や広報やイベントでの事業収入、バザー等の収益
- 地元特産品の販売による収益
- 行政や民間からの事業受託収入

(8) 法人格の取得

- ・住民のニーズに応え、経済活動を含む事業を地域で行うにあたっては、民間や行政と契約を行うなど、方法が多岐にわたる。それに対応するため、地域コミュニティ組織がNPO法人等の法人格を取得して団体名義の契約や登記が可能な体制とすることが望ましい。なお、それによって、事故や事業の失敗など代表者の個人責任が問われることを回避できるようになる。
- ・国においても、経済活動を行う地縁型組織の法人化についての検討に着手していることから、新たな制度が創設された場合にはそれに基づいて組織を法人化することが望ましい。

4 地域コミュニティ組織の取り組む活動分野

地域コミュニティ組織の取り組む活動については、次のような分野が考えられる。

(1) 広報分野

- ・地域コミュニティ組織の広報機能

地域コミュニティ組織の活動を地域全体に周知するとともに、自治会未加入者も含めた住民に情報共有することで活動への参加を促し、担い手の発掘等につなげる。

(2) 福祉健康分野

- ・誰もが元気に活躍する場・支え合う仕組みづくり

誰もが、住み慣れた地域で元気に生きがいを持って活動できる場や、介護や支援が必要となった高齢者や障害のある方も地域で安心して暮らせるよう地域全体で支え合える仕組みをつくる。

- ・様々なスポーツによる健康増進

子どもから高齢者まで多くの住民が、スポーツに親しみ、親睦を図りながら、健康増進に取り組む。

(3) 防災分野

- ・災害に備えるための取組

防災訓練や防災啓発活動等を通じて、一人ひとりの防災意識を高めるとともに、自主防災組織の強化を進め、自助共助による災害に強い地域づくりに取り組む。

(4) 子育て青少年育成分野

- ・地域で子どもたちを育むための取組

地域、家庭、学校が連携することで、子育てを支え、安心・安全に過ごせる環境をつくるとともに、子どもたちが健やかに育ち、学び合い、社会と関わる、豊かな地域づくりに取り組む。

(5) 文化教育分野

- ・郷土愛を育てる活動をはじめとする生涯学習・文化活動

先人から受け継がれた地域の歴史・文化資産について学び、継承するとともに、様々な学習・文化活動を行う。

(6) 地域振興分野

- ・地域活性を図る取組

地域資産を活用したイベント等を通じて、地域のさらなる活性化を図るとともに、地域づくりに取り組むことにより、地域外からの来訪や定住につなげる。

(7) 交通安全分野

- ・交通安全に対する取組

登下校の児童の見守り活動や、交通安全教室等の啓発活動に取り組む。

(8) 防犯分野

- ・防犯活動に対する取組

防犯パトロールやチラシの配布など様々な犯罪予防に取り組む。

(9) 環境分野

- ・環境保全、環境美化に対する取組

里山、河川など恵まれた自然環境の保全や、ごみの減量化などに取り組む。

【参考】

地域コミュニティ組織が取り組む分野ごとの行政の関係課と地域の関係団体等

	分 野	関係所管課	関係団体・取組等
1	広報	広報広聴課	広報委員
2	福祉健康	企画政策課	プロダクティブ・エイジング（シニアバンク、セカンドライフ応援セミナー）
		スポーツ課	小田原市体育協会、地区体育振興会・体育協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ振興施策（ウォーキング・ランニングの定着）
		福祉政策課	民生委員児童委員、小田原市社会福祉協議会、サロン、地区社会福祉協議会
		高齢介護課	地域包括支援センター、老人クラブ、シルバー人材センター、ケアタウン構想、アクティブラジニア応援ポイント事業、地域包括ケアシステム、敬老事業
		健康づくり課	健康おだわら普及員
3	防災	防災対策課	自主防災組織、防災リーダー、防災訓練、防災資機材補助
		消防課	消防団
4	子育て青少年育成	子育て政策課	子育てひろば、児童遊園地
		青少年課	青少年育成会、青少年育成推進員、子ども会、スクールコミュニティ
		教育総務課	放課後子ども教室、放課後児童クラブ、スクールボランティア、学校支援地域本部
		教育指導課	コミュニティスクール（学校運営協議会）
5	文化教育	教育総務課	放課後子ども教室
		文化政策課	文化サポーター、アウトリーチ

		生涯学習課	公民館連絡協議会（地区公民館）、キャンパスおだわら、官民協働によるまちづくり担い手育成事業、P T A連絡協議会、地域婦人団体連絡協議会
		文化財課	地域資産の保全・活用
6	地域振興	地域政策課	自治会総連合（単位自治会）
		産業政策課	商店会
		観光課	ウォーキングトレイル
		都市政策課	空家バンク
7	交通安全	地域安全課	地区交通安全協会、交通安全母の会
8	防犯	地域安全課	防犯指導員、地域の防犯組織
9	環境	環境政策課	エコシティ活動プラットフォーム、環境再生プロジェクト、おだわらっこ☆エコアワード
		環境保護課	環境美化推進員
		環境事業センター	ごみ集積場所
		農政課	市民主体による森作り活動への支援
		みどり公園課	身近な公園プロデュース、街区公園

○既存事業と地域コミュニティ組織の関係

平成 22 年度に地域コミュニティ組織設立の取組が始まった際、市の関係所管課事業として、ケアタウン事業、スクールコミュニティ事業等が開始され、各地域で並行して取り組まれることとなった。また、従来から行われていた事業や各種サービスを地域コミュニティ組織が担うこととなった地域もあり、同一の事業を、地域によって異なる団体が実施するケースが生じることとなった。それぞれの地域で同一の事業が異なる団体により行われる場合でも、統一された考えに基づいて活動されることが効果的であると思われることから、事業を実施している各種団体と協議し、地域コミュニティ組織として事業を行うよう、調整していくことが必要である。

また、平成 27 年度から開始され、今後、全小学校で実施される予定である

コミュニティスクールは、地域と学校が一体となって取り組むものであり、地域コミュニティ組織と担い手が重複していくものと考えられる。小学校は、各地域に根ざす重要な施設であることなどからも、より良い連携のあり方について、お互いの理解を深めながら調整していく必要がある。

5 行政の取組

持続可能な地域社会を構築していくために、様々な分野の課題解決に向けて、最も身近で取り組むことが期待されている地域コミュニティ組織に対して、行政は次のこと取り組むこととする。

(1) 活動及び運営資金の支援

- ・現在、市から地域コミュニティ組織に対し、推進事業費負担金のほか分科会活動に対する負担金を支出している。分科会活動については、話し合いだけでなく、課題解決のための事業を実施していると認められ、ケアタウンやスクールコミュニティと重複しないものを負担金の対象としている。
- ・財政状況が厳しい中、地域自治を進めるためにも、多くの自治体が採用しているように、市から地域の団体や役員に個別に交付されている補助金、報償費等を一本にまとめ、一括交付金として地域コミュニティ組織に支出することを研究していくとともに、地域コミュニティ組織の独自の財源確保の取組についても市として支援していく。

(2) 地域担当職員の配置

- ・現在は、本庁に配属された地域担当職員が各地域コミュニティ組織に出向いて会議や活動などに参加し、地域の実情に応じて、会議のファシリテーション、行政情報の提供、資料作成などの事務を行うほか、地域と行政とのパイプ役として関係所管課と調整等を担っている。また、地域の実態や要望を把握するとともに地域コミュニティ組織における担い手の発掘や育成も支援している。
- ・今後は、地域コミュニティ組織が事務局を設置できるよう支援していく。
- ・地域が自ら事務局機能を備えた後も、地域担当職員は地域と行政とのパイプ役として、総合計画や地域別計画など地域コミュニティ施策の方向性を見据えながら各地域と関係所管課との連携を円滑にするなど、事務局を支援する。

(3) 担い手発掘・育成の支援

- ・地域において課題を解決する取組を推進していくためには、その担い手となる人材が質量ともに充実していることが望まれる。
- ・官民協働によるまちづくり担い手育成事業により地域の課題を共有しながら先進事例を学ぶほか、生活応援隊やボランティアポイント制度等による地域住民の参画機会の拡大を図る。

- ・若手世代が地域活動に加わる意義や重要性を伝える機会の提供など、多くの担い手が生み出される取組を進めていく。

(4) 地域の各種団体の機能維持の支援

- ・地域の各種団体の存在によって、地域における親睦・交流等の機能が果たされてきたことから、その機能が維持できるよう、組織への加入促進等を含めた方策について、行政も積極的に支援する。

(5) 地域活動の場の確保

- ・各地域が様々な分野で活動を行い、持続可能な地域社会を構築していくためには、多くの人が集まることができる活動の場の確保が必要だが、公共施設の新設が財政的に困難であることから、既に活用されている公共施設や地区公民館に加え、学校や民間施設等の利用も視野に入れながら、各地域の活動の場を、地域の活動の状況に応じて確保していくものとする。

(6) 情報共有の場の確保

- ・各地域コミュニティ組織間で、それぞれの活動の情報を共有し、参考にできるよう、定期的な意見交換の場を用意する。
- ・行政と地域が1つのテーブルを囲み、地域の合意や課題を確認できる場を充実させる。

(7) 全庁的な取組体制の構築

- ・地域で策定した地域別計画の実現に向けて、課題分野ごとに地域コミュニティ組織と関係所管課が協働でまちづくりを行う体制を構築する。
- ・地域における課題解決に向けた協働の取組に全庁的に応えていくため、府内連絡会議を開催し、各課の様々な施策の進捗状況や今後の計画など、地域に係る情報を共有しながら府内連携を図る場を設ける。

(8) 地域の負担軽減・依頼内容の見直し

- ・地域コミュニティ組織に限らず、自治会をはじめとする地域の各種団体に委員や被表彰者の推薦、事業周知や動員、協力など、日頃から行政が様々な依頼をしており、これらの中には地域の負担となっているものも少なくない。今後の担い手を安定的に確保していくためにも、市の事業の整理や統合などの方策を検討する必要がある。
- ・具体的には、委嘱している委員及び団体等の在り方の見直しや推薦等の事務の簡素化、行政からの依頼事項の整理や削減、依頼窓口の一本化等による負

担軽減策が考えられる。

(9) 職員の地域活動参加の奨励

- ・職員個人が地域住民の一人として地域活動に参加し、住民と交流することで、顔の見える関係が築けるとともに、職員の中に協働の意識が醸成されることが望ましい。このため、市職員の意識調査、協働研修等を実施し、地域との協働の重要性と地域活動への参加について意識の向上を図っていく。

6 取組に向けた課題

(1) 小学校区との相違に対する調整

地域コミュニティ組織は小学校区を対象範囲として地域ぐるみで活動に取り組むことが望ましい形であることから、地域コミュニティ組織の単位である自治会連合会の区域と小学校区が一致していることが理想である。しかし、直ちに実現することは困難であるため、当面は、現在複数の自治会連合会での協議により対応している事例などを参考に、さらなる工夫を加えて対応していく。

(2) 地域活動の場及び拠点の整備

地域活動の場については、各地域の状況に応じて、学校や公共施設に加えて、地区公民館や民間施設の利用も考えられるが、特に、学校については、余裕教室の確保、区画の方法など、様々な関係者と調整が必要であることから、施設が不足している地域から早期に話し合いに着手していく必要がある。

なお、事務局が常駐できる地域拠点の確保にあたっては、改修工事、備品購入等にかかる費用が生じることから、財源確保策も含めて検討していく。

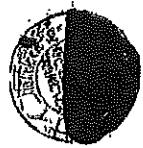
7 推進にあたって

本指針では、将来的な目標として地域コミュニティ組織の目指す姿を示した。各地域コミュニティ組織が、この指針で描く目指す姿を実現するには時間要するため、社会を取り巻く環境の変化、国や県の動向、地域の活動状況や担い手の変化などに応じて、組織の段階的な進化を促していくことが現実的な対応であると考えられる。この目指す姿を共有し、合意を重ねながら一歩ずつ着実に、地域と行政が協働で取り組んでいくことが重要である。



小田原市市民ホール整備事業

事業協定書



発注者 小田原市

受注者 鹿島建設・環境デザイン研究所共同企業体

小田原市市民ホール整備事業に関する事業協定書

小田原市市民ホール整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、小田原市（以下「発注者」という。）及び鹿島建設・環境デザイン研究所共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社横浜支店 外1社（以下「受注者」という。）は、以下のとおり事業協定（以下「本事業協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本事業協定は、発注者が実施した本事業に係る技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、受注者の技術提案を特定したことを確認し、発注者及び受注者が相互に協力して円滑かつ確実に本事業を遂行するため、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び受注者は、本事業協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

（規定の適用関係）

第3条 本事業は、本事業協定 第6条及び第7条に基づき締結する第Ⅰ期事業及び第Ⅱ期事業に係る各契約書（以下「契約書」という。）、発注者が本公募手続において配布した一切の資料（要求水準書を含む。）及び当該資料に係る質問回答書（個別対話内容書を含む。）（以下「募集要項等」という。）並びに本公募手続において受注者の技術提案に関して受注者が発注者に提出した一切の資料（以下「技術提案書」という。）に準拠する。この場合において、これらの記載内容に矛盾又は相違があるときは、本事業協定、契約書、募集要項等、技術提案書の順に優先して適用する。

2 本事業協定、契約書又は募集要項等それぞれの書類間で矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、発注者と受注者との間において協議の上、記載内容に関する事項を前項に従い決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、本事業協定書等（本事業協定、契約書及び募集要項等をいう。）と技術提案書の内容に差異がある場合には、技術提案書に記載された提案内容が本事業協定書等に記載された水準を上回るときに限り、当該上回る部分については技術提案書の提案内容を優先して適用する。

（事業の期間）

第4条 本事業の期間は、本事業協定の締結の日を開始し、平成33年3月31日、第7条第9項の規定により価格等の交渉の不成立が確定した日又はその他理由の如何を問わず本事業が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、発注者及び受注者の双方いずれかから提案があり、協議のうえ合意した場合は、本事業の期間を延長することが出来

る。

(事業の概要)

第5条 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成するものとし、受注者は、本事業協定及び契約書に基づき業務を履行する。

- 一 第Ⅰ期事業 設計業務（基本設計、実施設計1、施工計画、コスト管理）
- 二 第Ⅱ期事業 設計業務（実施設計2、施工計画、コスト管理、設計意図伝達）、工事施工業務、工事監理業務

(第Ⅰ期事業の契約手続等)

第6条 発注者及び受注者は、本事業協定締結後速やかに、募集要項等に含まれる様式及び内容による第Ⅰ期事業に係る契約（以下「第Ⅰ期事業契約」という。）を締結する。

(第Ⅱ期事業の契約手続等)

第7条 発注者は、第Ⅰ期事業契約に基づき受注者から引渡しを受けた設計成果物を基に、受注者に対し第Ⅱ期事業費の内訳が確認できる事業費内訳書を付した見積書及び数量調書、見積条件書（以下「当初見積書等」という。）の様式及び内容並びに提出方法等を通知する。

- 2 受注者は、前項の通知に従った様式及び内容の当初見積書等を作成し、発注者の指定する提出方法により発注者に提出する。
- 3 当初見積書等における第Ⅱ期事業の事業費は、技術提案書記載の提案事業費（以下「提案事業費」という。）のうち第Ⅱ期事業に係る事業費（6,134,400,000円（消費税及び地方消費税を含み、税率は8%で算出する））並びに設計業務（実施設計2、施工計画、コスト管理、設計意図伝達）及び工事監理業務の事業費分（108,000,000円（消費税及び地方消費税を含み、税率は8%で算出する））を、それぞれ超えてはならない（当該金額を「上限提案事業費」という。以下同じ。）。
- 4 発注者及び受注者は、当初見積書等の内容について上限提案事業費を超えない範囲内で価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す特別な理由がある場合には、上限提案事業費の範囲内において見直しを行うことができる。
- 5 前項により価格等の交渉が成立した場合は、受注者は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書等（以下「改定見積書等」という。）を、第2項に定める様式及び内容で作成し、発注者の指定する提出方法により平成31年2月13日までに発注者に提出する。
- 6 発注者は、改定見積書等に基づき予定価格を定める。
- 7 受注者は、第2項に定める様式及び内容の最終的な見積書等（以下「最終見積書等」という。）を作成し、発注者の指定する提出方法により発注者に提出し、発注者と見積合

せを行う。

8 発注者及び受注者は、前項の見積合せの結果、最終見積書等における第Ⅱ期事業の事業費が予定価格を下回った場合は、募集要項等に含まれる様式及び内容による第Ⅱ期事業に係る契約（以下「第Ⅱ期事業契約」という。）を締結する。

9 第4項の規定に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

10 第8項の第Ⅱ期事業契約については、仮契約を締結後に地方自治法（昭和22年法律第67号）、第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得た日から本契約とする。ただし、議会において当該契約に係る事件が否決された場合は、この限りでない。

（価格等の交渉の不成立等）

第8条 価格等の交渉が不成立となった場合又は議会において地方自治法第96条第1項第2号又は第5号の掲げる事件で本事業に係るもの（以下「議決事項」という。）が否決された場合、発注者は、非特定となった旨及びその理由を書面により通知する。

2 いずれの責にも帰すべからざる事由により、価格等の交渉が不成立となった場合、第Ⅰ期事業契約に基づく業務委託料を除き、本事業協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第16条から第21条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（統括管理技術者等）

第9条 募集要項等に含まれる「小田原市市民ホール整備事業共同企業体協定書」の様式及び内容に従って共同企業体協定書を締結し、本事業の実施に伴い受注者が負担する債務の履行に関し、共同企業体の構成員が連帶して責任を負う。また、代表者は、発注者及び他の構成員と連携及び調整を図るとともに統括管理技術者を適切に指揮監督し、共同企業体の構成員は、本事業を適正かつ確実に実施（事業費の適切な管理及び完成期限の遵守を含む。）するものとする。

2 受注者は、統括管理技術者を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない。また、統括管理技術者を変更したときも同様とする。

3 統括管理技術者は、本事業に係る契約の履行に関し、事業の管理及び統括を行うほか、次の各号に掲げる権限を除く、本事業に係る契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 一 契約代金額の変更
- 二 履行期間の変更
- 三 契約代金額の請求及び受理
- 四 第10条第1項の請求の受理
- 五 第10条第2項の決定及び通知

六 案として示している第Ⅱ期事業における工事請負契約約款第12第1項の請求の受理、

第12第3項の決定及び通知、第12第4項の請求、第12第5項の通知の受理

七 本事業に係る契約の解除

4 受注者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、統括管理技術者を経由して行い、発注者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、統括管理技術者を経由して行う。

5 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

6 受注者は、統括管理技術者に委任する権限のうち、工事施工に係る権限に限り、現場代理人に委任することができる。なお、現場代理人に委任する権限がある場合は、あらかじめ、委任する権限の内容を発注者に通知しなければならない。

7 統括管理技術者は、案として示している第Ⅱ期事業における工事請負契約約款第10第1項に規定する現場代理人を兼ねることができる。

(本事業関係者に関する措置の請求)

第10条 発注者は、統括管理技術者、受注者の使用人又は受注者から業務の一部を委任され若しくは請け負った第三者がその業務の実施につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不適当と認められる場合には、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に発注者に通知しなければならない。

(提案事業費の遵守)

第11条 受注者は、技術提案時に提示した次の提案事業費を遵守する。

一 第Ⅱ期事業の事業費の上限 6,134,400,000 円（消費税及び地方消費税を含み、税率は8%で算出する。以下同じ。）

二 第Ⅱ期事業（設計業務及び工事監理業務）の事業費分の上限 108,000,000 円

2 受注者は、第7条における第Ⅱ期事業契約の締結までの間において、要求水準（募集要項等に基づき発注者が本事業について受注者に求める水準をいい、技術提案書に記載された提案内容が募集要項等に示された水準を上回る場合は、第3条第3項に基づき当該上回る部分については技術提案書の提案内容の水準を適用するものをいう。以下同じ。）の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、上限提案事業費を超えない範囲内の金額で第Ⅱ期事業契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。

3 前項の場合において、受注者は、自らの努力のみでは合理的に要求水準を満たすこと

がきず、その変更を必要とする場合、上限提案事業費を超えない範囲内の金額で要求水準の変更の提案を行い発注者と協議するものとする。

4 第Ⅱ期事業契約締結までの物価変動については、原則として上限提案事業費若しくは要求水準の変更又はその協議を行うべき事由には該当しないものとする。ただし、予期することのできない特別な事情により、日本国内において著しい物価変動が生じ、本事業における上限提案事業費が不適当となったと発注者が判断した場合に限り、発注者は受注者と協議するものとする。

5 発注者は、前2項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表することができる。

(完成期限の遵守)

第12条 受注者は、技術提案書記載の完成期限（平成33年3月31日）を遵守する。

2 受注者は、本事業協定の締結後14日以内に、本事業協定の締結日から完成期限までの事業工程表を作成し、発注者に提出するとともに確認を受けなければならない。

3 受注者は、本事業を事業工程表に従い実施し、事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

4 受注者は、事業工程表について変更があった場合には、速やかに発注者に当該変更後の事業工程表を提出して、確認を得なければならない。

5 発注者は、前項の確認の結果、事業工程表の内容が要求水準に適合しないと認める場合には受注者に是正を求めることができる。この場合、受注者は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。

6 受注者は、第7条における第Ⅱ期事業の契約手続において、要求水準の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、完成期限を遵守するよう最大限の努力をするものとする。

7 受注者は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に完成期限を遵守することができず、要求水準の変更が必要と認めるときには、要求水準の変更の提案を行い、要求水準の変更を要しないときには、完成期限を遵守できない理由を付してその変更の提案を行い、発注者と協議する。ただし、当該変更によって上限提案事業費を超える提案することはできない。

8 発注者は、前項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表することができる。

(関連工事の調整)

第13条 受注者は、発注者又はその他関係者が本事業により整備される施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、本業務の遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う当該工事（以下「関連工事等」という。）の円滑な施工に協力し、その施工に必要な

調整を行う。

2 関連工事等が実施される場合においても、原則として完成期限の延期及び事業費の増額は行わない。ただし、発注者がやむを得ないものとして認めた場合はこの限りではない。

3 受注者は、関連工事等が実施される場合、関連工事等を実施する第三者及びその使用人等に関する責任を負わない。ただし、受注者による調整が不適当と認められる場合はこの限りではない。

(関係者協議会の設置)

第 14 条 発注者及び受注者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する調整を行ふことを目的とし、発注者、受注者及びその他の関係者により構成する関係者協議会を設置する。

2 関係者協議会の構成員は発注者と受注者で協議して定める。

(履行の担保)

第 15 条 受注者は、要求水準を遵守し、発注者と十分協議を行いながら本事業を実施しなければならない。

2 要求水準の内容が、受注者における是正の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合、発注者は、次の計算式により算定した額を違約金相当額として減額する。ただし、発注者と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。

【違約金相当額の計算方法】

違約金相当額（税抜き） = 契約金額（税抜き） × (1 - 履行できない提案を控除した場合の評価点 / 契約時の評価点)

※計算過程は小数点以下第 4 位未満を切り捨てとし、違約金相当額は 1 円未満を切り捨てる。

(設計成果の取扱い等)

第 16 条 受注者は、本事業に関して発注者に提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）が、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者的権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。受注者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

2 発注者は、発注者及び受注者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合も、成立し

た場合と同様に、設計業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。この場合において受注者は、本事業に関して必要な範囲で成果物の利用を無償で発注者及び発注者の指定する者に許諾するものとし、次点以降の交渉権者は、必要に応じて当初の受注者の設計成果を参考とすることができまするものとする。

3 発注者及び受注者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合において、その時点までの設計成果に当初の受注者の特許権等が含まれ又は当該特許権等を使用することが前提となっており、前項に基づく設計業務の成果物の無償許諾に加えて次点以降の交渉権者が当該特許権等（前項に基づく成果物の無償許諾の範囲に含まれるものと除く。）の使用を希望するときは、当該使用者が当該特許権等の使用の許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、受注者は、当該特許権等の使用を許諾するものとする。

（協定の解除等）

第 17 条 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、本事業協定を解除すること、未締結の契約書を締結しないこと、及び締結済みの契約書を解除することができる。

一 本事業協定又は契約書（以下「本事業協定等」という。）に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものとし、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業協定等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業協定等が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除

く。)に入れ(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 本事業協定等に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、前項各号のいずれかに該当したときは、前項に基づき本事業協定又は契約書を解除したか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき、第Ⅰ期事業契約の契約金額の合計額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第Ⅰ期事業契約又は第Ⅱ期事業契約に基づく違約金も課され得る場合には、受注者に課される違約金の総額は、本事業協定に基づく違約金、第Ⅰ期事業契約に基づく違約金及び第Ⅱ期事業契約に基づく違約金のうち最も高い金額とする。
- 3 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額(本事業協定又は契約書の解除により生じた損害の額を含む。)が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(権利義務の譲渡等)

第18条 受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本事業協定上の地位及び本事業協定に基づく権利義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させ又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(秘密保持等)

第19条 受注者は、本事業協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本事業協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第20条 本事業協定に規定する各事項は、発注者及び受注者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第21条 本事業協定は、日本国の法令及び関連規定に従い解釈されるものとし、また、本事業協定及び契約書に関して生じた当事者間の紛争については、横浜地方・家庭裁判所小田原支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本条の定めは、契約書における紛争解決に関する規定(管轄裁判所、あっせん又は調停、仲裁に関する規定を含む。)に優先して適用される。

(その他)

第22条 本事業協定に定めのない事項又は本事業協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者が誠実に協議するものとする。

(以下余白)

本事業協定の締結を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年1月26日

(発注者)

神奈川県小田原市荻窪 800
小田原市長 加藤 純



(受注者)

鹿島建設・環境デザイン研究所共同企業体

代表者

横浜市中区太田町四丁目 51 番地

鹿島建設株式会社横浜支店

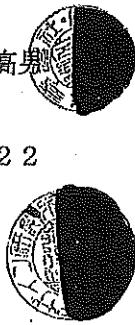
専務執行役員支店長 野村 高貴

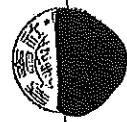
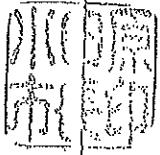
構成員

東京都港区六本木 5-12-22

株式会社環境デザイン研究所

代表取締役 仙田 順子





予算特別委員会請求資料 11 文化政策課 予算書 109頁

市民ホール（芸術文化創造センター）整備推進委員会経費

年度	整備推進委員会委員報酬	費用弁償	回数
平成 25 年度 (決算)	1,305,000 円	295,360 円	12 回
平成 26 年度 (決算)	900,000 円	198,840 円	11 回
平成 27 年度 (決算)	195,000 円	33,940 円	2 回
平成 28 年度 (決算)	45,000 円	15,160 円	1 回

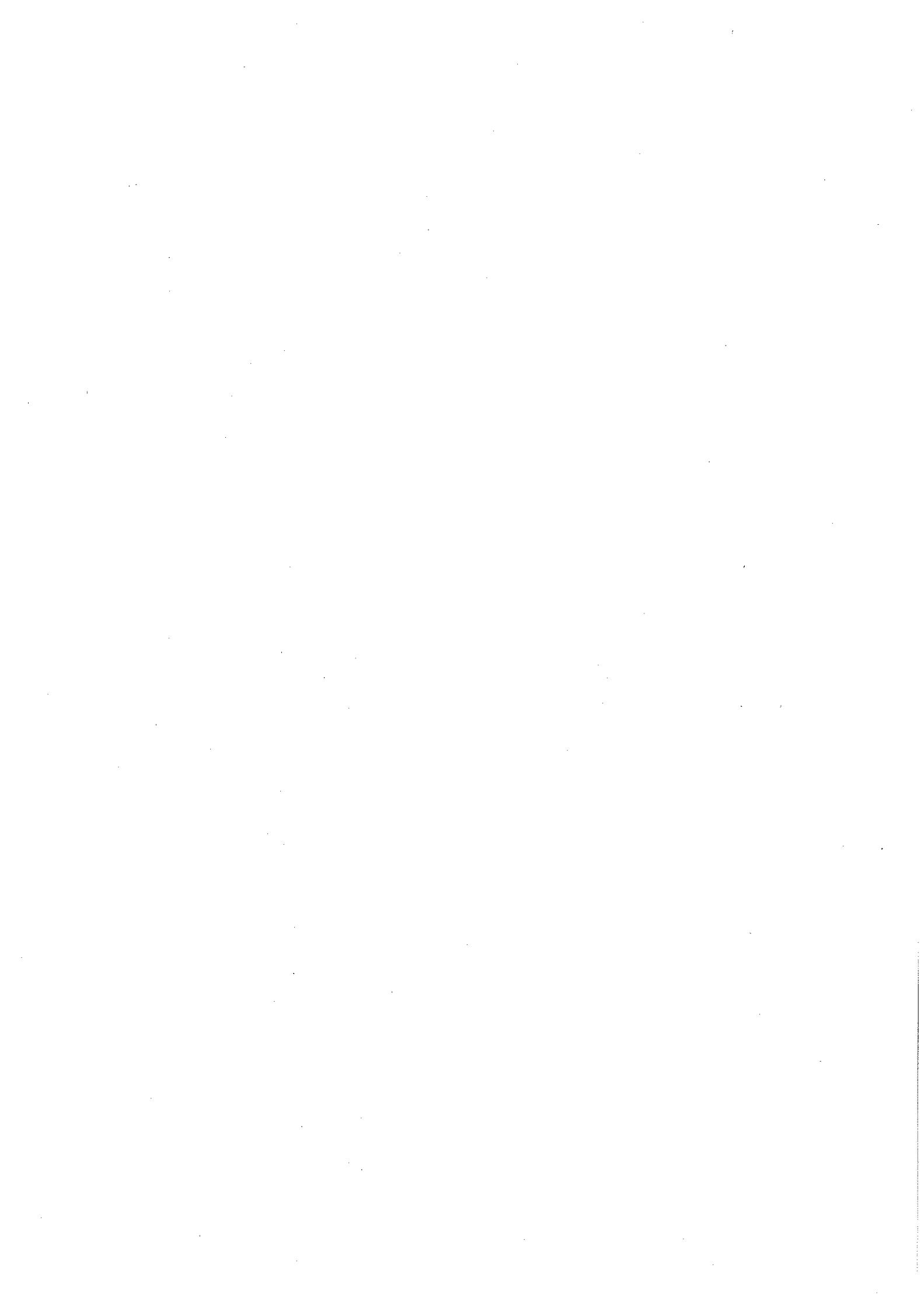
各保育園の保育士数及びキャリアアップ研修参加希望者数

(単位：人)

施設種別	園名	保育士数 (非常勤含む)	待遇改善加算対象人数			研修参加 希望者数
			副主任保育士・ 専門リーダー	職務分野別 リーダー	小計	
保育所	小田原愛児園	35	9	5	14	4
保育所	小田原乳児園	29	7	4	11	4
保育所	クレヨンの森保育園	10	3	2	5	0
保育所	足柄保育園	14	4	2	6	1
保育所	みゆき愛児園	16	4	2	6	6
保育所	中島保育園	25	7	4	11	8
保育所	山王保育園	21	5	3	8	2
保育所	久野保育園	21	5	3	8	15
保育所	五百羅漢保育園	21	5	3	8	11
保育所	蟹田愛児園	11	4	2	6	0
保育所	荻窪保育園	23	7	4	11	10
保育所	国府津保育園	23	6	3	9	8
保育所	石塚保育園	24	7	4	11	10
保育所	さくら保育園	17	4	2	6	8
保育所	城前寺保育園	24	8	5	13	10
保育所	富水保育園	25	6	4	10	5
保育所	西大友保育園	21	6	3	9	10
保育所	下府中保育園	14	5	3	8	5
保育所	春光保育園	28	6	4	10	4
保育所	報徳保育園	27	7	4	11	0
保育所	たんぽぽ保育園	14	4	3	7	4
保育所	桃重保育園	17	5	3	8	11
保育所	南鴨宮あいじ園	8	3	2	5	3
保育所	お花畠保育園	7	2	1	3	6
保育所	保育園大地	8	3	2	5	2
認定こども園	小田原みどり学園	15	8	5	13	0
認定こども園	こひつじ学園	9	3	2	5	2
小規模保育事業	矢作愛児園	8	2	1	3	2
小規模保育事業	育みの家カンガルー	8	2	1	3	1
小規模保育事業	アミッチ保育園	5	2	1	3	2
小規模保育事業	たんぽぽの家	4	1	1	2	1
小規模保育事業	保育所モナミ桑原園	4	2	1	3	2
小規模保育事業	ぎんがむら保育園	8	2	1	3	5
合計		544	154	90	244	162

※保育士数については、平成29年4月1日現在

※研修参加希望者数が0の施設は、研修要件が不明確な現時点では参加人数未定の施設



早期発達支援事業の支援を必要とする児童数の推移（過去5年間）

年度	施設		対象児童
平成 25 年度	公立保育所	7園	138人
	民間保育所等（※）	11園	57人
	私設保育施設	2園	3人
	公立幼稚園	6園	18人
	合 計	26園	216人
平成 26 年度	公立保育所	6園	124人
	民間保育所等（※）	11園	79人
	私設保育施設	1園	1人
	公立幼稚園	6園	50人
	合 計	25園	254人
平成 27 年度	公立保育所	6園	128人
	民間保育所等（※）	17園	111人
	私設保育施設	2園	6人
	公立幼稚園	6園	52人
	私立幼稚園	3園	13人
	合 計	34園	310人
平成 28 年度	公立保育所	6園	137人
	民間保育所等（※）	17園	120人
	私設保育施設	1園	2人
	公立幼稚園	6園	49人
	私立幼稚園	6園	35人
	合 計	36園	343人
平成 29 年度	公立保育所	6園	146人
	民間保育所等（※）	20園	173人
	私設保育施設	1園	2人
	公立幼稚園	6園	35人
	私立幼稚園	6園	39人
	合 計	39園	395人

※ 認定こども園及び小規模保育事業を含む。

予算特別委員会請求資料14 障がい福祉課 予算書 135頁

移動支援サービス費の県下19市の状況(介護あり、なし別)

(円)

	身体介護あり		身体介護なし	
	30分	1時間	30分	1時間
横浜市	2,250	3,600	2,250	3,600
川崎市	1,540	2,450	1,040	1,950
相模原市	2,560	4,050	1,050	1,990
横須賀市	2,000	3,000	1,750	2,500
平塚市	2,000	3,400	1,400	2,100
鎌倉市	2,400	4,200	800	1,600
藤沢市	2,000	3,000	2,000	3,000
小田原市	2,300	4,000	800	1,550
茅ヶ崎市	2,300	4,000	800	1,550
逗子市	869	1,738	795	1,590
三浦市	2,340	4,070	810	1,520
秦野市	1,900	2,800	1,900	2,800
厚木市	1,900	2,800	1,900	2,800
大和市	1,900	2,800	1,900	2,800
伊勢原市	1,300	2,600	1,300	2,600
海老名市	1,900	2,800	1,900	2,800
座間市	1,900	2,800	1,900	2,800
南足柄市	2,450	3,880	1,010	1,890
綾瀬市	1,900	2,800	1,900	2,800

※個別支援型移動支援サービス費(平成30年3月現在)

中間的就労支援事業、生活支援事業のうちの就労支援事業、生活保護事業のうちの就労支援事業及び、障がい者就労支援事業において、就労につながった件数(過去5年間)

(1) 中間的就労支援事業における就労実績(延べ人数)

(単位:人)

区分	平成29年度
アルバイト契約就労者	7
有償ボランティア就労者	13
無償ボランティア就労者	2
合計	22

※平成29年度10月から平成30年1月末までの実績

(2) 生活支援事業のうちの就労支援事業(自立相談支援事業)(年度ごとの延べ人数)

(単位:人)

区分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
対象者	12	18	21
決定者	6	11	17

※自立相談支援事業は、平成27年度より施行

※平成29年度は、平成30年1月末現在

(3) 生活保護事業のうちの就労支援事業(年度ごとの延べ人数)

(単位:人)

区分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
対象者	250	376	288	228	234
決定者	82	148	119	93	110

※平成29年度は、平成30年1月末現在

(4) 障がい者就労支援事業(年度ごとの実人数)

(単位:人)

区分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
障害者就業・生活支援センター登録者	386	395	259	256	243
一般就労につながつた人	39	48	31	25	44

※平成29年度は、平成30年1月末現在

予算特別委員会請求資料 16

福祉政策課	予算書	129頁・139頁
高齢介護課	予算書	133頁・355頁・357頁・359頁
子育て政策課	予算書	141頁

社会福祉協議会に委託している業務の内容及び委託金額

1 一般会計

	事業名	事業・委託業務の概要
1	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	<p>複合的な課題を抱えた方、制度の狭間で十分な支援できていない方に対して、行政、地位包括支援センター、社会福祉法人、専門機関、NPO、市民・地域等と連携・協働することで当事者を支援し、市民が安心感をもって生活できる包括的な支援体制を構築する事業であり、次の業務等を委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括化支援推進員2名の配置 ・福祉まるごと相談窓口の設置 ・包括的支援体制の整備及び多機関との連携に係る調整
2	社会福祉センター管理運営事業	会議室の予約受付等の業務を委託している。
3	地域福祉推進事業	<p>次の2つの業務を委託している。</p> <p>【地域活動参加促進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における①交流活動（サロン、世代間交流、昼食会）、②見守り活動（きずなチーム、配食活動）、③生活支援活動（生活応援隊）の運営業務の一部 <p>【ふらっと城山運営管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が気軽に立ち寄り交流を図ることができる拠点であり、かつ、地域福祉活動の場、福祉に関する情報提供・相談及び高齢者の生きがいづくり・健康づくりなど福祉活動を推進する団体等の活動の拠点であるふらっと城山の管理運営業務を委託している。
4	アクティビシニア応援ポイント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、高齢者が行うボランティア活動に対して市がポイントを付与し、商品との交換を可能とすることで、高齢者の社会参加や生きがいづくりを奨励し、高齢者の介護予防に資する活動を支援するものである。 ・委託業務の内容は、本事業への新規登録者や更新登録者の受付、商品交換の受付、新規登録者や既登録者への説明会やセミナーの開催、手帳や広報紙の作成などが主なものとなっている。
5	ファミリー・サポート・センター管理運営事業	仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境作りをするため、地域において育児援助を受けたい会員（依頼会員）と、育児援助を行う会員（支援会員）を組織化し、相互援助活動を行うファミリーサポートセンターの管理運営業務を委託している。
平成30年度予算額		28,436千円

2 介護保険事業特別会計

	事業名	事業・委託業務の概要
5	いきいき健康事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、すべての高齢者に対して、生活機能の維持・向上を図り、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防をするとともに、各地区のサロンの介護予防活動をより充実させるものである。 ・委託業務の内容は、26地区社会福祉協議会を単位として、1地区につき1回以上（地区的実情に合わせて回数を設定）、次の内容の教室を開催することとしている。 ＜教室内容＞ 転倒予防、高齢者体操、ウォーキング、レクリエーション、健康・食生活講話、口腔ケア、認知症予防、ロコモ予防など
6	食の自立支援事業 (訪問型サービス事業・任意事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、在宅の高齢者に対し、食の自立の観点から、配食、調理支援及び会食等の食に関するサービスの利用調整を図り、食事を定期的に宅配することにより高齢者の健康状態の改善及び安否確認を行うものである。 ・委託業務の内容は、調理された食事を対象者の自宅に届け、安否を確認するとともに、健康状態等に異常が見受けられる場合は、関係機関に連絡を行う。 委託業務の具体的な内容は、次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 食事の調理、配達 (2) 利用者の安否確認及び健康状態等の確認 (3) 食事の内容、配達時間等に関する問い合わせ対応 (4) 食事券の作成及び販売 (5) 業務の実施に係る関係書類の作成、報告及び保管 (6) 利用者に対する連絡調整 (7) その他、業務の運営に関し必要なこと <p>なお、食事の調理、配達及び利用者の安否確認にかかる業務については、小田原市の指定する配食事業者に再委託することができる。</p>
7	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、高齢者支援に携わる様々な機関と連携しながら、地域ごとの高齢者の生活に関する情報を把握、分析するとともに、高齢者に必要な支援が届くよう、生活支援コーディネーターによる生活支援体制の強化を図るものである。 ・委託予定業務の内容は、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活を支援する体制を築くことである。
平成30年度予算額		26,100千円

市内の自殺者数と割合・男女別・年齢別・理由別（過去のデータとの比較）

1 自殺者数・自殺死亡率

(人口動態調査より)

	H19-23年平均	H24-28年平均	H24	H25	H26	H27	H28
自殺者数(人)※1	45	43	55	44	41	43	34
自殺死亡率※2	22.9	22.2	27.9	22.4	21.0	22.2	17.6

※1 自殺死亡数のうち5か年の平均は、四捨五入した値

※2 自殺死亡率は、人口10万人当たりの死亡率

2 男女別自殺者数と割合

(人口動態調査より)

	H19-23 5か年累計			H24-28 5か年累計		
	男	女	計	男	女	計
自殺者数(人)	174	53	227	154	63	217
構成比(%)	76.7	23.3	100.0	71.0	29.0	100.0

3 年齢別（10歳段級）自殺者数と割合

(人口動態調査より)

		19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	計
H19-23 累計 5か年	自殺者数(人)	6	18	30	37	48	40	29	19	227
	構成比(%)	2.6	7.9	13.2	16.3	21.1	17.6	12.8	8.4	100.0
H24-28 累計 5か年	自殺者数(人)	1	29	19	42	29	44	31	22	217
	構成比(%)	0.5	13.4	8.8	19.4	13.4	20.3	14.3	10.1	100.0

4 理由別（複数回答）自殺者数と割合

(警察統計より※3)

		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳	計
H20-23 累計※4 4か年	自殺者数(人)	24	80	50	16	3	6	8	92	279
	構成比(%)	8.6	28.7	17.9	5.7	1.1	2.2	2.9	33.0	100.0
H24-28 累計 5か年	自殺者数(人)	25	80	34	20	8	1	11	95	274
	構成比(%)	9.1	29.2	12.4	7.3	2.9	0.4	4.0	34.7	100.0

※3 警察統計は、発見地の数であるため市外からの数も含まれる。

※4 警察統計ではH19-23年累計の報告がないため、自殺者数と構成比は4か年の累計

がん検診のうち胃、大腸、肺、乳、子宮がん検診の平成26年度以降の人数内訳と受診率、集団検診の施設ごとの内訳

胃、大腸、肺、乳、子宮がん検診の平成26年度以降の人数内訳と受診率

種別	項目	26年度	27年度	28年度
胃がん (バリウム)	受診者数総数(人)	2,182	2,290	1,922
	うち医療機関	—	—	—
	うち集団検診	2,182	2,290	1,922
	受診率(%)	3.8	4.0	3.4
胃がん (リスク検診)	受診者数総数(人)	1,377	1,315	1,224
	うち医療機関	1,377	1,315	1,224
	うち集団検診	—	—	—
	受診率(%)	6.9	7.3	6.7
大腸がん	受診者数総数(人)	14,942	15,582	14,577
	うち医療機関	14,942	15,582	14,577
	うち集団検診	—	—	—
	受診率(%)	26.1	27.2	25.4
肺がん	受診者数総数(人)	16,017	16,384	16,035
	うち医療機関	16,017	16,384	16,035
	うち集団検診	—	—	—
	受診率(%)	27.9	28.6	28.0
乳がん	受診者数総数(人)	4,246	5,236	5,257
	うち医療機関	3,240	3,976	3,762
	うち集団検診	1,006	1,260	1,495
	受診率(%)	11.7	14.4	14.5
子宮がん	受診者数総数(人)	5,906	6,710	7,097
	うち医療機関	4,706	5,347	5,444
	うち集団検診	1,200	1,363	1,653
	受診率(%)	13.2	15.0	15.9

集団検診の施設ごとの内訳

(人)

種別	項目	26年度	27年度	28年度
胃がん (バリウム)	保健センター	1,186	1,283	1,079
	小田原アリーナ 1階入口前	166	205	176
	尊徳記念館駐車場	130	122	109
	城北タウンセンターいづみ	49	55	45
	川東タウンセンターマロニエ	45	48	39
	スポーツ会館	182	159	119
	下中老人憩の家	107	109	93
	梅の里センター	40	32	29
	国府津学習館	106	111	103
	豊川分館	38	35	28
	根府川公民館	16	13	15
	J Aかながわ西湘 桜井支店	34	41	30
	J Aかながわ西湘 早川支店	31	28	27
	J Aかながわ西湘 久野支店	52	49	30
合計		2,182	2,290	1,922
乳がん	保健センター	703	912	1,164
	小田原アリーナ	164	187	182
	尊徳記念館	139	161	149
	合計	1,006	1,260	1,495
子宮がん	保健センター	865	1,003	1,278
	小田原アリーナ	178	183	192
	尊徳記念館	157	177	183
	合計	1,200	1,363	1,653

**県内19各市における一人当たりの一般会計繰入金
(平成29年度・平成30年度)**

(単位：円)

保険者名	平成29年度		平成30年度	
	順位	金額	順位	金額
小田原市	(5)	51,618	(14)	38,995
横浜市	(17)	39,390	(10)	41,681
川崎市	(18)	35,275	(12)	39,563
横須賀市	(12)	42,399	(16)	36,448
平塚市	(1)	53,083	(11)	40,276
鎌倉市	(13)	41,764	(4)	46,406
藤沢市	(16)	40,775	(15)	36,939
茅ヶ崎市	(14)	41,714	(19)	31,470
逗子市	(11)	44,353	(13)	39,085
相模原市	(4)	52,198	(5)	46,067
三浦市	(15)	41,654	(17)	35,520
秦野市	(6)	48,759	(8)	43,432
厚木市	(2)	52,783	(6)	45,017
大和市	(10)	45,592	(9)	41,756
伊勢原市	(9)	46,993	(3)	47,508
海老名市	(8)	48,386	(2)	47,725
座間市	(3)	52,475	(7)	44,511
南足柄市	(19)	31,380	(18)	33,667
綾瀬市	(7)	48,526	(1)	50,311

*本資料は各市の予算編成段階のデータに基づく。

予算特別委員会請求資料 20 経営管理課 予算書 501頁

昭和54年の市立病院運営審議会答申から

現病院建設完了までの流れが時系列でわかる資料

年 月	事 業 内 容
昭和54年12月	市立病院運営審議会から答申「地域の基幹病院として、その特性に応じた市立病院の医療体制、施設の規模、設備をいかにすべきか」
昭和55年8月	市立病院建設に伴う基本構想
昭和55年9月	新病院建設設計業者選定
昭和55年10月	新病院建設設計委託
昭和56年7月	新病院建設設計委託完了
昭和56年8月	既存建物解体に着手
昭和56年12月	市立病院改築工事着手
昭和58年3月	市立病院改築工事第1期工事（本館）完成
昭和58年5月	市立病院改築工事第2期工事（中央診療棟）着工
昭和59年3月	市立病院改築工事第2期工事（中央診療棟）完成
昭和59年5月	市立病院改築工事第3期工事（外来診療棟）着工
昭和59年12月	市立病院改築工事第3期工事（外来診療棟）完成
昭和60年3月	市立病院外構工事完成 市立病院改築工事完了

予算特別委員会請求資料 21 小田原消防署消防課 予算書 203 頁

消防団各分団における、受持区域、人口、世帯数、班数、団員数、自治会連合会、小学校区

	受持区域	受持区域人口	受持区域世帯数	班数	団員数	自治会連合会	小学校区
第1分団	栄町一丁目の一部	8,839	4,362	1	20	緑地区 万年地区 新玉地区	三の丸・新玉
	栄町二丁目の一部						三の丸・新玉
	栄町三丁目の一部						三の丸・新玉・芦子
	栄町四丁目						新玉
	浜町一丁目						新玉・三の丸
	浜町二丁目						新玉
	浜町三丁目						三の丸
	浜町四丁目の一部						新玉
	本町二丁目の一部						三の丸
	本町三丁目の一部						三の丸
	城内の一丁目						三の丸
	城山一丁目の一部						芦子・三の丸
	城山三丁目の一部						芦子・三の丸
	緑						芦子
第2分団	栄町一丁目の一丁目	6,485	3,004	1	15	幸地区 十字地区	三の丸・新玉
	本町一丁目						三の丸
	本町二丁目の一丁目						三の丸
	本町三丁目の一丁目						三の丸
	本町四丁目						三の丸
	城内の一丁目						三の丸
	南町一丁目						三の丸
	南町二丁目						三の丸
	南町三丁目						三の丸
	南町四丁目の一丁目						三の丸・大窪
	城山二丁目の一丁目						芦子・三の丸
	城山三丁目の一丁目						芦子・三の丸
	城山四丁目						三の丸
第3分団	中町三丁目の一丁目	4,740	2,152	1	15	山王綱一色地区 足柄地区	新玉
	浜町四丁目の一丁目						新玉
	寿町三丁目の一丁目						町田
	寿町四丁目の一丁目						町田
	寿町五丁目の一丁目						町田
	東町一丁目の一丁目						山王・町田
	東町二丁目						山王
	東町三丁目						山王
	東町四丁目						山王
	東町五丁目の一丁目						山王
第4分団	早川	4,140	2,031	2	30	早川地区	早川
	早川一丁目						早川
	早川二丁目						早川
	早川三丁目						早川
第5分団	石橋	1,526	644	4	60	片浦地区	片浦
	米神						片浦
	根府川						片浦
	江之浦						片浦
第6分団	風祭	1,977	1,082	2	30	大窪地区	大窪
	入生田						大窪
	水之尾						大窪
第7分団	南町四丁目の一丁目	3,666	1,646	1	20	大窪地区	大窪・三の丸
	十字						大窪・三の丸
	板橋						早川・三の丸・大窪
	南板橋						大窪
第8分団	中町一丁目の一丁目	7,712	3,568	1	20	足柄地区	新玉・町田・芦子
	中町二丁目						町田
	中町三丁目の一丁目						新玉
	寿町一丁目の一丁目						町田
	寿町二丁目						町田
	寿町三丁目の一丁目						町田
	寿町四丁目の一丁目						町田
	寿町五丁目の一丁目						町田
	東町一丁目の一丁目						町田・山王
	東町五丁目の一丁目						山王
	扇町二丁目の一丁目						足柄
	扇町四丁目の一丁目						足柄

※ 人口及び世帯数は、平成29年4月1日現在の統計に基づく概算値

	受持区域	受持区域人口	受持区域世帯数	班数	団員数	自治会連合会	小学校区
第9分団	扇町一丁目の一部	5,549	2,591	1	20	二川地区	町田
	扇町一丁目の一部						芦子・足柄
	扇町二丁目の一部						足柄
	扇町三丁目の一部						足柄
	扇町四丁目の一部						足柄
	扇町五丁目						足柄
	扇町六丁目の一部						足柄・富水
	井細田						芦子・足柄
	多古						富水・足柄
第10分団	栄町二丁目の一部	9,639	4,613	2	30	芦子地区	三の丸・新玉
	栄町三丁目の一部						三の丸・新玉・芦子
	中町一丁目の一部						新玉・町田・芦子
	城山一丁目の一部						三の丸・芦子
	城山二丁目の一部						三の丸・芦子
	扇町一丁目の一部						芦子・足柄
	扇町三丁目の一部						足柄
	萩窪						芦子
	谷津						芦子
第11分団	池上						芦子
	扇町一丁目の一部	11,529	5,040	3	40	久野地区・芦子地区	芦子
第12分団	久野						久野・足柄・芦子
	扇町六丁目の一部	18,026	8,427	3	35	東富水地区 富水地区(飯田岡の一部)	富水・足柄
	蓮正寺						富水・東富水
	中曾根						東富水
	飯田岡						富水・東富水
第13分団	堀之内						富水・東富水・報徳
	扇町六丁目の一部	10,263	4,414	3	30	富水地区	富水・足柄
	柳新田						富水・報徳
	小台						富水・報徳
	新屋						富水・報徳
	府川						富水
	北ノ窪						富水
	清水新田						富水・報徳
	穴部						富水
第14分団	穴部新田						富水
	曾比	13,193	5,624	3	40	桜井地区	桜井
	稻山						桜井・報徳・東富水
第15分団	飯泉	10,636	4,483	3	25	豊川地区	矢作・豊川
	成田						矢作・豊川
	桑原						豊川
	下堀						矢作
第16分団	中里	21,654	9,692	3	30	富士見地区 下府中地区	下府中
	矢作						矢作
	鴨宮						矢作・下府中
	上新田						矢作
	中新田						矢作
	下新田						矢作
	南鴨宮一丁目の一部						矢作・下府中
	南鴨宮二丁目						富士見
	南鴨宮三丁目の一部						富士見
	西酒匂一丁目の一部						富士見
	西酒匂三丁目の一部						富士見
	酒匂						下府中
	前川の一部						下府中
第17分団	南鴨宮一丁目の一部	14,681	6,557	2	30	酒匂・小八幡地区	富士見
	南鴨宮三丁目の一部						富士見
	酒匂一丁目						富士見
	酒匂二丁目						富士見・酒匂
	酒匂三丁目						富士見・酒匂
	酒匂四丁目						酒匂
	酒匂五丁目						酒匂
	酒匂六丁目						酒匂
	酒匂七丁目						酒匂
	西酒匂一丁目の一部						酒匂・富士見
	西酒匂二丁目						富士見
	西酒匂三丁目の一部						富士見
	小八幡一丁目						酒匂
	小八幡二丁目						酒匂
	小八幡三丁目						酒匂・国府津
	小八幡四丁目の一部						酒匂・国府津
	小八幡						国府津

※ 人口及び世帯数は、平成29年4月1日現在の統計に基づく概算値

	受持区域	受持区域人口	受持区域世帯数	班数	団員数	自治会連合会	小学校区
第18分団	国府津一丁目	12,249	5,350	4	40	国府津地区	国府津
	国府津二丁目						国府津
	国府津三丁目						国府津
	国府津四丁目						国府津・前羽
	国府津五丁目の一部						国府津・前羽
	国府津						国府津
	田島						国府津
	小八幡四丁目の一部						国府津・酒匂
	前川の一部						前羽
第19分団	別堀	9,886	3,891	3	25	上府中地区	千代
	高田						千代
	千代						千代
	永塚						千代
	東大友						千代
	西大友						千代
	延溝						千代
第20分団	曾我原	3,627	1,528	5	50	下曾我地区	下曾我
	曾我谷津						下曾我
	曾我別所						下曾我
	曾我岸						下曾我
	曾我光海						下曾我
第21分団	上曾我	2,146	892	3	30	曾我地区	曾我・下曾我
	下大井						曾我
	鬼柳						曾我
	曾我大沢						曾我
第22分団	国府津五丁目の一部	11,260	4,849	7	93	前羽地区 橋北地区	前羽・国府津
	前川の一部						前羽
	羽根尾						下中・前羽
	中村原						下中・前羽
	上町						下中
	小船						下中
	山西						下中
	沼代						下中
	小竹						下中
	川匂						下中
	東ヶ丘						下中

※ 人口及び世帯数は、平成29年4月1日現在の統計に基づく概算値

予算特別委員会請求資料 22 工務課 予算書 467 頁

広域避難所の小・中学校（34箇所）における配水管の耐震状況

小田原市上水道給水区域内の広域避難所である小学校、中学校一覧 平成30年3月現在

施設名	施設数	配水管布設状況（※）
【小学校】 三の丸、大窪、久野、富水、町田、桜井、片浦、東富水、 報徳、下曾我、国府津、酒匂、曾我、矢作、豊川、富士見	23	○
【中学校】 城南、旧片浦、泉、城北、鴨宮、国府津、酒匂		
【小学校】 新玉、足柄、芦子、早川、山王、下府中、千代	11	×
【中学校】 城山、白鷗、白山、千代		
合計	34	

※ ○印は、配水池から広域避難所までの配水管に一定の耐震性を有している施設

×印は、配水池から広域避難所までの配水管に耐震性の低い管が含まれている施設

県内の教育委員会委員報酬一覧表（19市）

(平成30年1月1日現在)

市名	月額／日額	教育委員 報酬額（1人）
横浜市	月額	355,000円
川崎市	月額	279,000円
横須賀市	月額	147,500円
鎌倉市	月額	122,000円
逗子市	月額	119,000円
三浦市	月額	85,600円
相模原市	※日額	27,500円
厚木市	月額	111,100円
大和市	月額	117,000円
海老名市	※日額	25,000円
座間市	月額	86,700円
綾瀬市	月額	71,400円
平塚市	月額	144,600円
藤沢市	月額	170,400円
茅ヶ崎市	月額	124,000円
秦野市	月額	96,000円
伊勢原市	月額	81,000円
小田原市	月額	134,900円
南足柄市	月額	30,300円



平成28年度 不登校児童・生徒の出現率（全国・県・本市）

	小学校 出現率(%)	中学校 出現率(%)
全国	0.48	3.01
神奈川県	0.61	3.68
小田原市	0.84	3.29

※全国…………「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 (平成29年10月26日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課) より
 調査対象は国公私立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

※神奈川県……「平成28年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」
 (平成30年2月 神奈川県教育委員会) より
 調査対象は公立校

※小田原市……「平成28年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」より
 調査対象は公立校

平成28年度 神奈川県地域別 不登校児童・生徒の割合 (1,000人あたり)

市・地域名	1,000人あたりの 人数(人)
横浜市	15.5
川崎市	14.7
相模原市	17.6
横須賀市	24.2
湘南三浦	13.8
県央	16.3
中	14.6
県西	16.3

※「平成28年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」

(平成30年2月 神奈川県教育委員会) より

中等教育学校を除く

※湘南三浦…鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町

※県央………厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

※中………平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

※県西………南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町

小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

市内小・中学校のいじめの認知件数(過去3年間)

(単位：件)

	H26	H27	H28
小学校	40	46	45
中学校	39	41	63
計	79	87	108

中学校教職員の80時間以上の超過勤務の状況

(平成29年4月～平成30年2月)

<中学校>

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
城山	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
白鷗	0	1	3	1	0	3	2	1	1	2	1	15
白山	2	2	1	0	0	1	2	1	2	1	3	15
城南	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
鶴宮	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3
千代	2	3	3	1	0	4	2	3	1	1	1	21
国府津	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
酒匂	0	0	3	0	0	0	1	1	1	0	0	6
泉	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
城北	2	1	1	0	0	3	0	2	0	1	0	10
橋	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	1	7
計	9	9	12	2	0	13	13	12	5	5	7	87

※ 本調査については、部活動の指導時間は含めていません。

予算特別委員会請求資料28 教育指導課 予算書205頁

平成26～30年度 支援を必要とする幼稚園児、児童・生徒数と支援員等の推移

1 平成26～30年度 要介助児童数及び介助教諭数

(単位:人)

	年度	26	27	28	29	30※見込み
幼稚園	要介助児童数	66	66	67	59	53
	介助教諭数	26	25	25	25	25

2 平成26～30年度 特別支援学級在籍児童生徒数及び支援員数

(単位:人)

	年度	26	27	28	29	30※見込み
小学校	在籍児童数	174	205	233	263	298
	小学校支援員総数	55	56	57	59	77
中学校	在籍生徒数	92	90	90	96	101
	中学校支援員総数	27	26	25	25	29
	小中支援員合計	82	82	82	84	106
	備考				含む看護師2名	含む看護師4名

予算特別委員会請求資料29 教育指導課 予算書203頁

平成29年度 早川小学校・学校運営協議会委員名簿 委員氏名及び団体・所属名等

(敬称略)

No	氏名	備考(団体・所属名等)
1	大坪 孝壽	早川地区自治会連合会会长
2	青木 祐伸	民生委員児童委員協議会会长
3	相原 久花	早川地区主任児童委員
4	富樫 栄広	早川青少年健全育成協議会会长
5	大岡 敏樹	早川学区連合子ども会会长
6	青木 理加	防犯コーディネーター
7	杉本 茂雄	学識経験者
8	土谷 隆之	有識者
9	下田 節	PTA会長
10	金子 可奈子	スクールボランティア・コーディネーター
11	石川 浩一	早川小学校長
12	安多 寿子	早川小学校教頭
13	力石 清	早川小学校総括教諭

○図書館施設別の貸出冊数、利用者カード発行枚数及び1冊あたりの貸出単価
 (平成26~28年度決算)

1 貸出冊数

	H26年度	H27年度	H28年度
かもめ図書館	356,625 冊	355,530 冊	349,166 冊
市立図書館	62,195 冊	62,274 冊	64,926 冊
合計	418,820 冊	417,804 冊	414,092 冊

※各図書館窓口カウンターにおける貸出冊数

2 利用者カード発行枚数

	H26年度	H27年度	H28年度
かもめ図書館	1,612 枚	1,602 枚	1,493 枚
市立図書館	407 枚	385 枚	407 枚
合計	2,019 枚	1,987 枚	1,900 枚

※新規登録のみの枚数

3 1冊あたりの貸出単価

	H26年度	H27年度	H28年度
かもめ図書館	356 円	345 円	358 円
市立図書館	388 円	433 円	405 円

※各図書館の対象経費

かもめ：かもめ運営事業費から臨時的経費にあたる工事請負費を除いた額

市立：市立運営事業費から特別会計繰出金を除いた額

